

# 「鹿児島県介護特定技能外国人マッチング支援等事業 業務委託」に関する企画コンペ 実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務名 鹿児島県介護特定技能外国人マッチング支援等事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 業務委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 選考業務規模 6,420千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

※ 但し、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 2 参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

## 3 今後のスケジュール（予定）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 企画募集開始    | 令和6年2月14日（水） |
| (2) 質問受付期限    | 2月21日（水）     |
| (3) 質問回答      | 2月27日（火）     |
| (4) 参加申込書提出期限 | 3月1日（金）午後5時  |
| (5) 企画提案書提出期限 | 3月8日（金）午後5時  |
| (6) 業者選定結果通知  | 3月15日（金）     |

## 4 手続等

### (1) 提出先

鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課 地域福祉支援係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話：099-286-2841  
FAX：099-286-5568  
E-mail：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp

## (2) 提出書類

### ア 参加申込書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により、事前に参加表明書類を提出すること。

- ① 提出書類：別添「参加申込書」（様式1）
- ② 提出部数：1部
- ③ 提出期限：上記3（4）の期日まで
- ④ 提出場所：(1)に同じ
- ⑤ 提出方法：FAXまたはE-mail（提出期限までに必着とする。）
- ⑥ その他
  - ・ 送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
  - ・ 「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」（様式2）を上記3（4）の期日までにFAXまたはE-mailで提出すること。

### イ 企画提案書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により提案審査書類を提出すること。

- ① 提出書類：別紙1「企画提案書作成要領」による
- ② 提出部数：正本1部、副本5部
- ③ 提出期限：上記3（5）の期日まで
- ④ 提出場所：(1)に同じ
- ⑤ 提出方法：持参又は郵送（提出期限までに必着とする。）

## (3) 選考

企画提案書に基づき、事務局において書類審査により選考する。

※ 提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

※ 企画提案書内容に疑義等が生じた場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 5 その他

(1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金は免除とします。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用については、提出側の負担とします。

(4) 企画案が選定された後、企画提案した者と事務局との間で、事業実施に向けた協議を行います。なお、協議の結果、提案事業の内容の一部が変更・修正される場合があります。

(5) 今回の企画提案の内容について、質問等がある場合は、別添「質問書」（様式3）により、令和6年2月21日（水）までにFAXまたはE-mailにより提出してください。（電話や来訪による質問はできません）。なお、送信の事前または事後に必ず電話確認をお願いします。また、質問等に対しては、事務局からメールで回答し、県ホームページにも掲載します。（質問主旨の照会・確認等についてもメールで行います。）

(6) 令和6年度当初予算が成立しない場合には、当該執行を中止又は延期します。